

令和 年 月 日

参 加 表 明 書

石川県知事 駐 浩 様

提出者 設計共同企業体名（設計共同企業体に限る）
名 称

設計事務所 又は 設計共同企業体 住 所
(代表構成員) 名 称
代表者

設計共同企業体 住 所
(その他の構成員) 名 称
代表者

輪島塗若手人材養成施設整備工事基本設計委託のプロポーザルに参加を表明します。

参加表明者の連絡先
部 署 :
氏 名 :
T E L :
F A X :
E-mail :

受 付 欄

誓 約 書

石川県知事 馳 浩 様

下記の資格要件については、全て事実と相違ないことを誓約します。

設計事務所 又は 設計共同企業体 名 称
(代表構成員) 代表者

記

- 1 元請（設計JVにあっては代表者としての実績に限る。）として、平成22年4月1日以降に石川県内を建設地とし、木造で、新築、増築又は改築（改修を除く）する部分の床面積が500m²以上の建築設計業務を完了した実績を有しています。

施設名 ()
受注形態 ()、設計完了年月日 (平成・令和 年 月 日)
構造 ()
延床面積 () m²
所在地 ()

- 2 一級建築士の資格を有し、かつ、平成22年4月1日以後に国内において、国又は地方公共団体が発注した木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で新築、増築又は改築（改修を除く）する建築物（竣工したものに限る）の建築設計業務の実績を有する技術者を総括責任者として配置します。

総括責任者名 ()
施設名 ()
発注者 ()
構造 ()
竣工年月日 (平成・令和 年 月 日)、延床面積 () m²
所在地 ()

- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しません。

- 4
- 現在、石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等（平成8年石川県告示第354号）に基づき、入札参加資格の確認を受けています。
 - 現在、石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等（平成8年石川県告示第354号）に基づき、入札参加資格の確認を受けていません。従って、契約の日までに確認を受けます。

- 5 現在、石川県から、指名停止を受けていません。

- 6 ・ 現在、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を有しています。〔事務所登録（　　）登録、登録番号（　　）〕
 ・ 現在、一級建築士事務所の登録を有していません。従って、技術提案書の提出時までに一級建築士事務所の登録を完了します。
- 7 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者ではありません。
- 8 役員（役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、又は暴力団関係者（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。）と認められる者ではありません。

(注) • 1 の受注形態については、単体、JV（代表に限る）の別を記入すること。

- 1, 2については、設計業務実績を証明する書類として、業務委託契約書、設計図書、設計業務技術者届等の写しを添付すること。
- 4, 6については、該当する項目を○で選ぶこと。

誓 約 書

石川県知事 馳 浩 様

下記の資格要件については、全て事実と相違ないことを誓約します。

設計共同企業体　名 称
(その他の構成員) 代表者

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しません。
- 2
 - ・ 現在、石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等（平成8年石川県告示第354号）に基づき、入札参加資格の確認を受けています。
 - ・ 現在、石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等（平成8年石川県告示第354号）に基づき、入札参加資格の確認を受けていません。従って、契約の日までに確認を受けます。
- 3 現在、石川県から、指名停止を受けていません。
- 4
 - ・ 現在、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を有しています。〔事務所登録（ ）登録、登録番号（ ）〕
 - ・ 現在、一級建築士事務所の登録を有していません。従って、技術提案書の提出時までに一級建築士事務所の登録を完了します。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者ではありません。
- 6 役員（役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、又は暴力団関係者（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。）と認められる者でありません。

(注)・2, 4については、該当する項目を○で選ぶこと。

(様式A 2-1)

業務の実施体制

1. 総括責任者及び各担当主任技術者

	氏名	資格	所属
総括責任者			(①)
意匠担当主任技術者			
構造担当主任技術者			
積算担当主任技術者			
電気設備担当主任技術者			
機械設備担当主任技術者			

備考

- 所属については下記に該当する番号を記載してください。
 ① : 設計事務所又は代表構成員、② : その他の構成員、③ : 協力事務所
- 本プロポーザルにおいて、協力事務所の主任技術者は、他の参加者の協力事務所の主任技術者として申請された場合であっても、協力事務所の主任技術者として申請できるものとする。

2. 事務所及び協力事務所の組織体制

分野	資格・担当		代表構成員	その他の構成員	協力事務所	合計
建築	意匠	一級建築士	人	人	人	() 人
		その他	人	人	人	
	構造	構造設計一級建築士	人	人	人	() 人
		一級建築士	人	人	人	
		建築構造士	人	人	人	
		その他	人	人	人	
	積算	建築積算士	人	人	人	() 人
		一級建築士	人	人	人	
		その他	人	人	人	
電気設備	設備設計一級建築士		人	人	人	() 人
	建築設備士		人	人	人	
	一級建築士		人	人	人	
	技術士		人	人	人	
	その他		人	人	人	
機械設備	設備設計一級建築士		人	人	人	() 人
	建築設備士		人	人	人	
	一級建築士		人	人	人	
	技術士		人	人	人	
	その他		人	人	人	
その他（土木等の技術職員）		人	人	人	() 人	() 人
合計					() 人	

備考

- 複数の分野を担当する職員については、最も専門とする分野に記入してください。
- 複数の資格を有する職員については、いずれか一つの資格の保有者として取り扱ってください。
- 協力事務所の職員数は、合計の欄()内書きで記入してください。(例:総人数10人うち3人協力事務所→10(3)人)
- (注*)国外の同等の資格を有する者がいる場合は、その資格名称および人数を()内に記入してください。

(様式A 2－2)

協力事務所の名称等

事務所名					代表者名		
所在地							
業務実績	業務名称	発注者	受注形態	施設の概要			設計業務完了年月
				施設名称	構造・規模	完成年月	
			造 F m ²	年 月	年 月		
				年 月	年 月		
分担業務分野							
協力を受ける理由 及び具体的内容							
本業務に関わる 担当予定者数							

備考

1. 協力事務所を利用する場合に記入すること。
2. 協力事務所1者につき1枚とすること。
3. 受注形態の欄には、単独、JV（共同企業体）または協力（協力事務所として参画）の別を記入する。なお、協力の場合は下段に元請事務所を（ ）書きで記入すること。

様式A 3

輪島塗若手人材養成施設整備工事 設計共同企業体協定書

(目的)

第1条 当設計共同企業体は、次の業務を共同連帶して行うことを目的とする。

一 石川県発注に係る輪島塗若手人材養成施設整備工事基本設計委託業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「設計業務」という。)

二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当設計共同企業体は、輪島塗若手人材養成施設整備工事〇〇・□□設計共同企業体(以下「共同企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同企業体は、令和〇年〇月〇日に成立し、設計業務の委託契約の履行後3ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 設計業務を受託することができなかったときは、共同企業体は、前項の規定にかかわらず、当該設計業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町□□番地

□□株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同企業体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同企業体の代表者は、輪島塗若手人材養成施設整備工事基本設計業務の履行に関し、共同企業体を代表して、発注者等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物(契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)第2章及び第3章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に關し発注者と折衝を行う権利を共同企業体の代表である企業に委任するものとする。なお、共同企業体の解散後、共同企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に關し発注者と折衝を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の設計業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○○の○○業務 ○○株式会社

○○○の○○業務 □□株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額(運営委員会で定める)については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、設計業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帶して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないとときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同企業体が設計業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処分)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帶して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同企業体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帶して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第18条 共同企業体が解散した後においても、当該業務につき「瑕疵」があったときは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については運営委員会において定めるものとする。

○○株式会社外○社は、上記のとおり輪島塗若手人材養成施設整備工事○○・□□設計共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

○○株式会社

代表取締役○○○○印

□□株式会社

代表取締役○○○○印

輪島塗若手人材養成施設整備工事設計共同企業体協定書
第8条に基づく協定書

輪島塗若手人材養成施設整備工事基本設計委託業務については、輪島塗若手人材養成施設整備工事設計共同企業体協定書第8条の規定により、当共同企業体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務出資割合（消費税分及び地方消費税分を含む。）

○○○の○○業務 ○○株式会社 ○○%

○○○の○○業務 □□株式会社 ○○%

○○設計株式会社外○社は、上記のとおり分担業務出資割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

輪島塗若手人材養成施設整備工事○○・□□設計共同企業体

設計共同企業体代表構成員 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 印

設計共同企業体構成員 □□株式会社 代表取締役 ○○○○ 印